

東京都の宿泊税について

【内 容】

国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光振興のための事業、例えば、旅行者に分かりやすい案内標識の整備、観光案内所の運営、観光情報の提供、観光プロモーションなどの経費に充てるため、東京都が独自に課税をする地方税（法定外目的税）。

【課税対象】

課税対象となるホテル又は旅館は、旅館業法に規定するホテル営業又は旅館営業の許可を受けてこれらの営業を行う施設。民宿やペンションなどは通常は課税対象施設とはならないが、これらの許可を得て営業している場合には、宿泊料金によっては課税されることがある。

【税 率】

宿泊料金（1人1泊）	税 率
10,000円未満	非課税
10,000円以上15,000円未満	100円
15,000円以上	200円

※ 都内のホテル又は旅館に宿泊した場合に、1人1泊の宿泊料金が1万円以上の場合に課税

ツインルームなどの1室に2人以上で宿泊する場合には、1人当たりの宿泊料金に換算して判断

宿泊料金に含まれるもの	<ul style="list-style-type: none">・素泊まりの料金・素泊まりの料金にかかるサービス料
宿泊料金に含まれないもの	<ul style="list-style-type: none">・消費税等に相当する金額・宿泊以外のサービスに相当する料金 （例）食事、会議室の利用、電話代等

【徴収方法】

ホテル又は旅館の経営者を特別徴収義務者とし、当該ホテル、旅館における宿泊に対する宿泊税を徴収。

【申告納入】

特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月分の徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、宿泊税額その他知事において必要があると認める事項を納入申告書に記載して、納入書によって納入する。

※ 各種申請については、電子申請の利用可。

【特別徴収交付金】

特別徴収義務者に対する奨励金として、納付された金額の 25/1000 (2.5%) の交付金を支出。(但し、年間1団体 100 万円を上限とする限度額あり。)

【実施時期】

平成14年10月1日 ※ 5年ごとに条例の施行状況、社会経済情勢の推移などを勘案して検討。(条例上の規定なし)

【観光産業振興費と宿泊税収の推移】 出典：東京都税務統計年報

(単位：億円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
観光産業振興費	19.33	19.12	15.83	14.98	17.39	17.96	21.41	23.44	18.92	25.01	20.16	20.55
税収決算	4.96	11.54	11.63	11.93	12.91	14.10	13.16	10.10	10.37	8.20	10.70	13.15

【課税人員の推移】

(単位：万人)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
100円	213.0	509.2	506.7	504.9	539.2	575.4	570.2	447.4	446.1	355.8	462.7	571.5
200円	141.5	322.2	327.9	344.0	375.8	417.2	372.7	281.4	295.6	231.8	303.6	371.6
計	354.6	831.5	834.6	849.0	915.0	992.7	943.0	728.8	741.7	587.6	766.3	941.3

【登録施設数の推移】

(単位：件)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
ホテル	279	286	302	311	331	352	368	348	347	358	364	381
旅館	45	48	53	58	57	66	73	88	103	104	106	123
計	324	334	355	369	388	418	441	450	450	462	470	504

【東京都がこれまで取り組んできた主な観光客受入整備事業（宿泊税を含む観光産業振興事業として）】

- 都内 37 施設の割引入場券付きウェルカムカード（7 言語 8 種類：平成 20 年度からは 8 言語 9 種類）の作成
- ウェルカムボードを成田空港、羽田空港、及び京成上野駅に設置
- 「外国語メニュー作成支援サイト」の立ち上げ
- 高齢者や障がい者などが宿泊施設を安心してスムーズに利用できるよう、出入口や客室における段差の解消、だれでもトイレの設置など、宿泊施設の整備・改修における助成を実施
- 「国内外旅行者のためのわかりやすい歩行者用案内サイン標準化指針」を策定
- ピクトグラム（絵文字）や多言語（4 ヶ国語）で表記した観光案内標識の整備
- 「東京観光情報センター」を都内 3 箇所（東京都庁・羽田空港・京成上野駅）に設置
- 区市町村や民間事業者等の既存の窓口を活用して、観光情報を提供する「観光案内窓口」を設置（平成 23 年度末 152 箇所）

【導入までのスケジュール】

- 平成 12 年 11 月 30 日 都税制調査課意答申公表
- 平成 13 年 11 月 2 日 宿泊税導入案公表（知事記者会見）
- 平成 13 年 12 月 4 日 東京都宿泊税条例案議会提出
- 平成 13 年 12 月 19 日 東京都宿泊税条例案可決・成立
- 平成 13 年 12 月 21 日 総務大臣協議開始
- 平成 14 年 3 月 29 日 総務大臣同意
- 平成 14 年 4 月 10 日 東京都宿泊税条例等公布
- 平成 14 年 10 月 1 日 東京都宿泊税条例等施行

《参考：東京都税制調査会の提言》

宿泊税は、東京都税制調査会の平成 12 年 11 月 30 日の答申において提言されたホテル税に基づいて創設された。

答申におけるホテル税は、国際都市としての東京の魅力を高めるための施策を強力に展開し、旅行者等の受入増大を図りつつ、一方で、旅行者等に行政サービスに対する応分の負担を求め、それを東京の魅力を高める施策に振り向けるという好循環を形成していくことが、国際都市東京のポテンシャル向上に重要な意義を有するとし、その創設が提言されたもの。